

平成24年12月20日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井 実	14番	佐藤高 清
15番	佐藤 博	16番	武田正 樹
17番	伊藤正 信	18番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

13番	小坂井 実	15番	佐藤 博
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守 修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野 進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- （追加提案）
- 日程第11 議案第60号 物品の買入れについて
- 日程第12 議案第61号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第62号 平成24年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議第12号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 発議第13号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第16 発議第14号 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 発議第15号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関する意見書の提出について
- 日程第18 発議第16号 子ども・子育て関連3法の実施にあたっての意見書の提出について
- 日程第19 閉会中の継続審査について

午後2時05分 開議

議長（佐藤高君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について

日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高君） この際、日程第2、議案第50号から日程第10、議案第58号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長からお願いをいたします。

総務委員長。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会の報告をいたします。総務委員会は12月18日10時より開催し、総務委員会に付託されました案件は、議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正についてを初め5件であります。

本委員会は、委員全員、委員外2名、そして市側より市長、副市長、さらに関係部課長の出席のもとに開催し、審査をいたしました。

審査の結果を御報告申し上げます。

議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正について、議案第51号弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第53号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてまでの4件であります。4件について一括の審査を行いました。

その内容について申し上げます。

暴力団排除条例の関係においては、暴力団の排除のために必要な措置というようなことで、公共工事の入札に参加させないなどの質問と意見であります。

さらに、あと大きな御意見はございませんが、討論、そして採決を行いました。採決につきましては1件ずつ行い、全て全員賛成という内容で審査を終了いたしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）についてであります。担当課長から、それぞれ保育所の負担割合などについての説明、さらにはコミュニティFMへの関係市町村の負担金の補助金など、さらに消防費の消火栓維持修繕料としては、消火栓の水漏れ等が起きている状況の中での修繕・修理、道路改修等の内容の補正の説明があり、採決の結果、討論なく全員賛成で原案を了承いたしましたことを御報告申し上げます。以上であります。

議長（佐藤高清君） 次に、建設経済委員長、お願いいたします。

建設経済委員長。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）及び議案第58号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の以上2件です。

本委員会は、去る12月17日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず担当課長より、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）では、農林水産業費において農業振興対策事業補助金、土地改良事業工事請負費、土木費において土地購入費について説明を受けました。

次に、議案第58号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、職員の異動に伴う人件費の減額補正などについて説明を受けた後、人・農地プラン策定及び農地集積協力金などについての質疑がありました。討論もなく、一括して採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、厚生文教委員長、お願いいたします。

厚生文教委員長。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員より報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第56号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第57号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上の4件でございます。

本委員会は、去る12月17日に委員全員と委員外の3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、質疑、討論もなく、採決した結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）は、市側より民生費において臨時保育士等の賃金、衛生費、また住宅用太陽光発電システム設置補助金の補正120万円などの説明がありました。

議案第56号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、給付費の伸びによる一般及び退職被保険者等療養給付費の補正などの説明がありました。

議案第57号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、保険事業勘定においての介護保険事業事務処理システム改修委託料の補正などの説明がありました。

質疑では、委員より生活保護費の国と市の負担割合はどうかという質問がありまして、国が75%、市が25%の回答がありました。

討論はなく、1件ずつ採決した結果、3件とも全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案9件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第11 議案第60号 物品の買入れについて

議長（佐藤高清君） 次に、日程第11、議案第60号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、こんにちは。

それでは、本日追加提案いたします議案について御説明申し上げます。

まず初めに、御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第60号物品の買入れについては、弥富市立（仮称）第2桜小学校什器・備品等を購入するため指名競争入札を実施したので、当該物品購入契約を締結することについて、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、教育部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させます。

山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 議案第60号物品の買入れについて御説明を申し上げます。

1．物件名、弥富市立（仮称）第2桜小学校什器・備品等です。内訳につきましては別紙のとおりでございます。2．買入れ金額、2,089万5,000円。3．買入れ先、有限会社水野商会。4．契約の方法、7名の指名競争入札。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第12 議案第61号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第13 議案第62号 平成24年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第12、議案第61号及び日程第13、議案第62号、以上2件を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案2件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第61号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、土地取得特別会計に属する土地を一般会計に買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置による額及び土地売却収入などを計上し、歳入歳出予算の総額を155億1,820万2,000円とするものであります。

次に、議案第62号平成24年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地取得特別会計に属する土地を一般会計に売り払い、その同額を一般会計に繰り出す措置による額及び土地開発基金への出し入れを計上し、歳入歳出予算の総額を6,639万2,000円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案の説明は省略させます。

これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第14 発議第12号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

日程第15 発議第13号 弥富市議会会議規則の一部改正について

議長（佐藤高清君） この際、日程第14、発議第12号及び日程第15、発議第13号、以上2件を一括議題といたします。

本案2件は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 日程第14、発議第12号弥富市議会委員会条例の一部改正及び日程第15、発議第13号弥富市議会会議規則の一部改正、2点について、提案理由の説明を申し上げます。

ます。

この一部改正につきましては、御承知のように、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、改正前の地方自治法で定めていた委員会に関する委員の選任方法、在任期間等についての事項が市議会委員会条例に委任されたことに伴い、委員会条例の一部を改めるものであります。

続きまして、第13号弥富市議会会議規則の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、委員会と同様に本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようにしたのが今回の改正であります。

この関係条文については、会議規則の第78条から第84条に追加規定しているものであります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第16 発議第14号 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
議長（佐藤高清君） 日程第16、発議第14号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてでございます。

これについては、議会改革協議会等で議論を進めてまいりまして、11月2日にいろいろと議論をしたわけでありまして、その結果、賛成多数がありましたので、今回5%の議員報酬を平成25年1月1日から同年3月31日までの3カ月間減額するものであります。よろしく御協賛いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

那須英二議員。

4番（那須英二君） 私のほうから、今回この発議の議案に対して、賛成という方向で討論させていただきます。

この議員報酬に関しましては、問題として分かれてくるところが大きく2つありまして、それは何かというと、まず議員自体が専従として本当に市のために尽力して行っていくのか、もしくは議員活動とは異なった副業という形で、片手間と言ったら失礼でございますけれども、傍らに行っていくのか、こういったところが大きく分かれております。

もともと、私は市のために、今後の市政をよくしていくために頑張っていくのであれば、やはり専従という形が望ましいと私は思います。そういった意味では、議員としても生活に必要な水準が保障されるべきだと思います。

なぜかということ、やはり膨大な情報量を読み解き、または市民にその活動を報告し、市民から御意見をいただいて、よりよい市政に反映していくという形をとるならば、本当に何かしら仕事をしながらというのは、なかなか困難な状況であると思います。そして、一般の職業とは違いまして、議員のほうには社会保険や厚生年金、もちろん退職金、そういったところもございませんし、失業手当などもないという状況の中で、やはり本当に生活できる必要な水準が必要だと。

もう1点は、今、社会的にも問題になっておりますが、議員報酬を下げる、そういったことで公務員の賃金も下がっていく。そうすると、民間の賃金もどんどん下がっていくと、こういう状況が、賃下げに影響を及ぼすということを踏まえすと、やはり全体を下げて内需が冷え込む、要は皆さんの賃金も下がってどんどん不況になった上、皆さんの購買力がなくなり不況に陥ると、こういった負のスパイラルをどこかで断ち切らなきゃいけないという、そういう時代に来ていると私は思っています。だからこそ、安易にパフォーマンス的な形で報酬を下げるということであれば大いに反対したところでございましたが、しかしながら、今回、市長より弥富市の中期財政計画等も見させていただきましたが、財政が厳しいということでございますので、そういった状況と、やはり社会全体を見れば非正規雇用が大量に世の中にございまして、そして賃金もどんどん下がっていつている。そういった市民の皆さんや官民あわせた形の中で、皆さんの痛みを分かち合い、共有し、今後皆さんと一緒に賃金を全体として引き上げ、まともに暮らしていける賃金を保障する、そういった社会、あるいは市政、それに対する社会保障を充実してく、こういった方向で、私や市民の皆さんと一緒に

努力していきたいと思うということで、今回こういった討論の場に立たせていただきました。以上です。

議長（佐藤高君） ほかに討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第17 発議第15号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に  
関する意見書の提出について

日程第18 発議第16号 子ども・子育て関連3法の実施にあたっての意見書の提出につ  
いて

議長（佐藤高君） 日程第17、発議第15号及び日程第18、発議第16号、以上2件を議題と  
します。

本案2件は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 発議第15号及び発議第16号、2件の意見書を提出することに対しま  
して、提案理由を説明させていただきます。

最初に15号につきましては、国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充  
実に関する意見書の提出についての要望が、提出者、国土交通労働組合中部地方協議会議  
長から要請がございました。これについては、いろいろと長文でございましたので、お手元  
にありますように、この意見書について要約をしたわけでありまして、したがって、この  
内容の中の特に3項目、1番、防災対策など国と地方の共同を強めるとともに、国民の  
安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関すること。

2番目に、国土交通省各出先機関を初め、国の出先機関の廃止または地方移譲につ  
いては、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財  
源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて  
十分な議論を経た後に結論を出すこと。

3番目に、国、地方の予算配分を震災などの防災や生活関連へ重点配分を  
すること。

このような3点の要望を踏まえまして、地方自治法第99条の規定により意見書  
を提出する

ものであります。

続きまして発議第16号であります。これは、子ども・子育て関連3法の実施にあたっての意見書の提出について、上記事件について別紙のとおりに提出するものであります。

特にこの問題につきましては、平成24年8月10日、参議院本会議において、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が可決成立し、8月22日に公布され、消費税の引き上げが予定どおり行われれば、本格実施は平成27年度からとなっております。

これに対しましては、いろいろの問題点もあるわけでありましてけれども、基本的には、この子ども・子育てにつきましてマイナスにならないように、私たちは現場をきちっと見きわめていく必要があると思うわけでありまして。そのために、特に3点の要望をいたしたいと思うわけでありまして。

子ども・子育て関連3法の実施に当たっては、これを拙速に進めることなく、特に利用者、保育・教育関係者と実施自治体の意見をよく聞いて進めていただきたいということ。

続いて2番目に、子ども・子育て関連3法の実施に当たっては、その財源保障を確実に行うことを要望するものであります。

3点目としては、子ども・子育て関連3法の実施に当たっては、新たな幼保連携型認定子ども園等の施設が現行以上の基準で運営ができるようにすることを要望するものであります。

以上この3点を要望することを、意見書として提出をさせていただきたいと思うわけでありまして。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第19 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第19、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

服部市長。

市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきましたので、平成24年12月議会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

11月28日から12月20までの23日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

弥富市も、はや合併から7度目の新年を迎えようとしておりますが、市議会や市民の皆様の方強い御支援と御協力をいただきながら着実に市政を推進することができましたこと、心より御礼を申し上げます。

さて、我が国を取り巻く情勢は、国内外を問わず、目まぐるしい変化する激動の時代にあります。さきの国政選挙におきましても、大きな変化がありました。このような中にあっても、確かな未来を見据え、真に豊かな社会を実現するため、住民に最も身近な存在である我々基礎自治体が、その役割と責任をしっかりと果たすことが極めて重要であります。

地方分権の取り組みが進捗する中、地方自治体の責任がこれまで以上に重くなってまいります。市民のニーズを十分に把握し、また地域の特性を生かし、創意と工夫、柔軟な発想をもって市政運営に取り組み、明るく未来を切り開いていかなければならないと考えておるところでございます。皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方には切に御自愛くださいませ、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願いを申し上げ、私の御挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

ことし2月12日に改選をしていただき、改めた形での弥富市議会となったわけでございます。そして、私ども議長に任命していただき、この1年間、この議会運営に御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年10月1日、議会基本条例、伊藤正信議長のもとで弥富市議会発足したわけでありまして、

そういった形の中で、この1年、十分議論をできなかったかもしれませんが、議員間討議という形で、第1回のタウンミーティングを開催することができました。これもひとえに皆様の一丸となった協力のたまものと思っております。本当にありがとうございました。

今後も議員間討議を深め、より一層の開かれた議会を目指して、さらなる弥富市の発展に努める決意を新たにしますのでございます。どうか引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、ことしも10日余りとなりました。非常に慌ただしい年末になることと思いますけれども、十分体には気をつけていただいて、新しい、いい年を迎えていただくことを、切に御祈念申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。1年ありがとうございました。

これをもって、平成24年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時50分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 博